

2012

3

労働基準ニュース

(社)埼玉労働基準協会連合会発行
中央労働災害防止協会埼玉県支部
(社)全国労働基準関係団体連合会埼玉県支部

CONTENTS

平成23年の労働災害の状況(速報値).....	2
除染等業務に従事する労働者の 放射線障害防止のための 省令の公布及びガイドライン制定.....	4
最低賃金.....	5
事業主の皆さんへ.....	10

改正育児・介護休業法 説明会を追加開催します.....	10
(社)埼玉労働基準協会連合会 事務所移転のお知らせ.....	11
△委託状況届△の提出のお願い.....	11
各種講習会・行事.....	13

一人ひとりの心掛け
つながれ 広がれ 安全・健康・快適職場！



(社)埼玉労働基準協会連合会 ホームページ
<http://www.saikiren.or.jp/>

埼玉労働局からのお知らせ

平成23年の労働災害の状況（速報値）

労働基準部健康安全課

埼玉県内における平成23年の労働災害の発生状況は、次のとおりです。
 数値は現在のところ未確定で、確定するのは、平成24年4月になります。

平成23年死亡災害発生状況

業種別

		業 種 別 累 計						増 減	
業 種		平成21年	交通事故	平成22年	交通事故	平成23年	交通事故	増減	除く交通事故
製 造 業		6	1	9		6	1	-3	-4
鉱 業								0	0
建 設 業		16		11	1	9	1	-2	-2
交通運輸事業		1	1	3	3			-3	0
陸上貨物運送事業		8	6	9	2	7	5	-2	-5
農 林 業		1		2		1		-1	-1
そ の 他		9	3	16	7	17	6	1	2
全 産 業		41	11	50	13	40	13	-10	-10

業種別・事故の型別

業 種	事故の型	墜落・転落	巻き込まれ	はさまれ	飛来・落下	激突され	火 災	交通事故	崩壊・倒壊	転 倒	その他	合 計	前年合計	前年比
製 造 業		1	3		1			1				6	9	-3
鉱 業												0	0	0
建 設 業		4	1					1	3			9	11	-2
交通運輸事業												0	3	-3
陸上貨物運送事業		2						5				7	9	-2
農 林 業					1							1	2	-1
そ の 他		3	1	1	2			6	1	1	2	17	16	1
合 計		10	5	1	4	0		13	4	1	2	40	50	-10
前 年 合 計		11	8	5	2	1		13	1	3	6	50		
前 年 比		-1	-3	-4	2	-1		0	3	-2	-4	-10		

（注）平成22年死亡者数は前年同期比20.0%減少している。

交通事故による死亡者数は内数である。

陸上貨物運送事業には、貨物取扱業を含む。

本集計は発生日によるものである。

平成24年1月19日現在

平成23年 業種別労働災害発生状況（休業＋死亡）

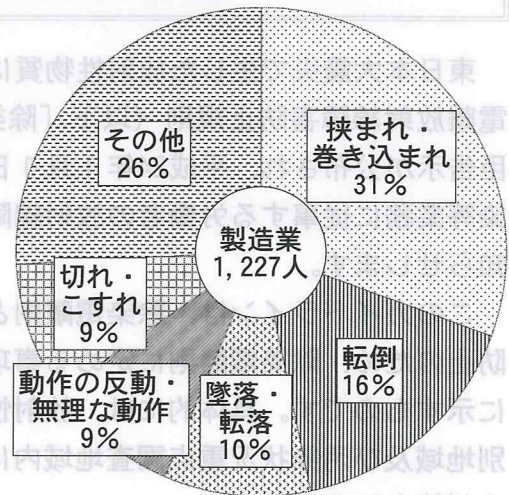
年 別		平成22年	平成23年	増 減
林 業		30	35	5
鉱 業		4	1	－3
建設業	土木工事業	150	109	－41
	建築工事業	415	399	－16
	木造建築工事業	92	75	－17
	その他	84	158	74
	小 計	649	666	17
製造業	食料品	407	377	－30
	繊維製品	15	5	－10
	木材木製品	40	42	2
	パルプ紙製品	69	44	－25
	印刷・製本	75	72	－3
	化学工業	139	100	－39
	窯業土石製品	52	52	0
	金属・非鉄精錬	38	26	－12
	鑄 物	26	33	7
	めっき・金属製品	189	180	－9
	一般機械器具	80	72	－8
	電気製品	41	38	－3
	輸送用機械器具	65	61	－4
	その他	103	125	22
	小 計	1,339	1,227	－112
交通運輸事業		74	58	－16
陸上貨物運送事業		849	896	47
その他の事業		1,905	1,877	－28
清掃業		106	126	20
ビルメンテナンス業		95	84	－11
卸売業又は小売業		642	608	－34
警備業		46	54	8
ゴルフ場の事業		60	45	－15
合 計		4,850	4,760	－90
平成22年12月末日現在		増減率	－1.86%	

(注) 1) この表は労働者死傷病報告により集計した休業4日以上死傷病災害件数である。

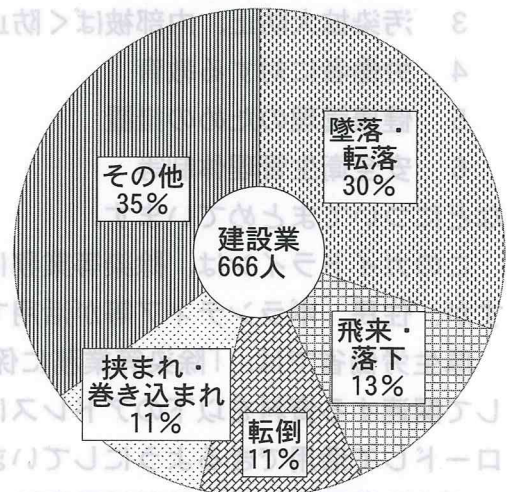
また、前年発生件数は作成時の同期発生件数である。

2) 陸上貨物運送事業には、貨物取扱業が含まれる。

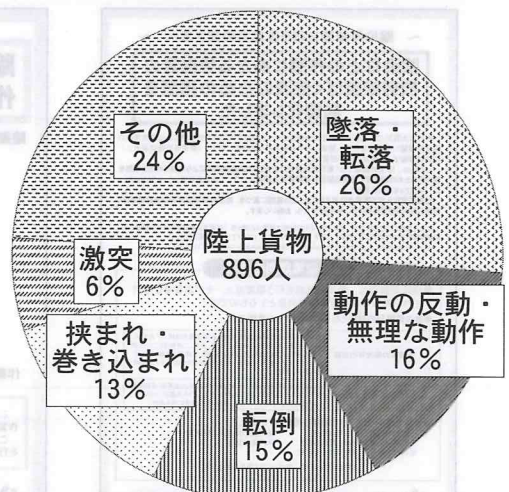
製造業における事故の型



建設業における事故の型



陸上貨物運送事業における事故の型



除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のための 省令の公布及びガイドライン制定

東日本大震災で生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（以下「除染電離則」といいます。）及びこれに基づく厚生労働大臣告示が公布され、平成24年1月1日から施行されることとなりました。これに合わせ、除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドラインを策定しましたので、お知らせします。

このガイドラインは、除染電離則と相まって、除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のため、除染電離則に定める事項のほか、事業者が講ずることが望ましい事項を一体的に示すものです。具体的には、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき指定された、除染特別地域及び汚染状況重点調査地域内において、除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止対策として

- 1 被ばく線量管理の対象及び被ばく測定線量管理の方法
- 2 被ばく低減のための措置
- 3 汚染拡大防止、内部被ばく防止のための措置
- 4 労働者に対する教育
- 5 健康管理のための措置
- 6 安全衛生管理体制等

などについてまとめています。

このガイドラインは、除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止を目的としたものですが、住民、ボランティア等が活用できることも意図しています。

厚生労働省では、「除染等業務に係る放射線障害防止対策について」の専用ページを新設して関連する資料を以下のアドレスにてホームページに掲載することで必要な資料をダウンロードして活用できるようにしていますので、活用いただきますようお願いいたします。

「除染等業務に係る放射線障害防止対策について」専用ページ

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/josen_gyoumu/

参考までに掲載されている資料の一部を紹介します。

～ 除染等業務を行う事業者の皆さまへ ～

除染などの作業にあたる労働者の放射線被ばく低減のための措置を義務化しました

東日本大震災に伴う原子力発電所の事故によって放出された放射性物質による環境汚染の除染の緊急課題となる中、除染などの作業を行う労働者（以下「除染等業務従事者」）の放射線被ばく低減の義務が重要となっています。

このため、厚生労働省では「東日本大震災に伴う放射性物質汚染対処特別措置法」に基づき、除染等業務に従事する労働者の放射線被ばく低減のための措置を義務化しました（平成24年1月1日施行）。

除染等業務を行う事業者の皆さまには、この規則に基づき、除染等業務従事者の放射線被ばく低減のための措置を講じていただきますよう、お願いします。

なお、詳細につきましては、平成24年1月1日付け厚生労働省告示「除染等業務に従事する労働者の放射線被ばく低減のためのガイドライン（以下「ガイドライン」）」について、お知らせいたします。

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/josen_gyoumu/

除染電離則の概要

●除染電離則は、除染等業務を行う事業者と、その事業者に雇用される除染等業務従事者を対象とするものです。

●除染電離則の対象となるのは、以下の業務です。

- 1 土壌等の放射線被ばく低減
- 2 放射性物質の除去・搬出

●除染電離則では、次の事項を規定しています。

- 1 放射線被ばく防止の基本原則
- 2 放射線被ばく防止の措置
- 3 放射線被ばく防止の措置の実施
- 4 放射線被ばく防止の措置の実施
- 5 放射線被ばく防止の措置の実施
- 6 放射線被ばく防止の措置の実施

（詳細については、次ページ以降をご覧ください）

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

除染などの作業にあたる作業員のみなさまへ

除染等業務での放射線被ばくを防ぐための手引き



被ばく線量をできるだけ少なくするため、作業指揮者の指示に従い、ルールや手順を守りましょう

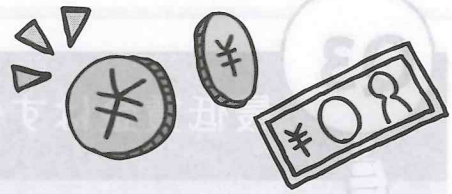
このパンフレットは、除染等業務を行う事業者により提供され、作業を行うみなさんが、注意すべき大事な点をまとめたものです。ここに示す注意を守り、作業指揮者の指示に従い、安全に作業を行うよう、こころがけてください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

除染等業務特別教育テキスト

厚生労働省労働衛生課 編

最低賃金

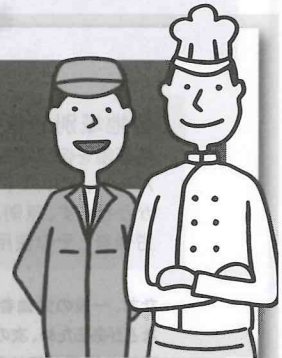


知っておきたい6つのポイント!

Q1

最低賃金制度とは何ですか？

A. 最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者（事業主）は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。



仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。使用者が労働者に対して最低賃金額

未滿の賃金を支払った場合には、最低賃金額との差額を支払わなくてはなりません。また、地域別最低賃金額以上の賃金を支払わない場合には、罰則（50万円以下の罰金）が定められています。

Q2

最低賃金の種類にはどのようなものがありますか？

A. 最低賃金には、「地域別最低賃金」と、「特定（産業別）最低賃金」の2種類があります。



① 地域別最低賃金

地域別最低賃金は、産業や職種にかかわらず、その都道府県内で働くすべての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金です。都道府県ごとに、最低賃金が定められています。

② 特定（産業別）最低賃金

特定（産業別）最低賃金は、特定の産業について設定されている最低賃金です。関係労使が、基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定されており、適用される産業は都道府県によって異なります。平成23年10月1日現在、全国で250の最低賃金が定められています。

注1) 地域別と特定（産業別）の両方の最低賃金が適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

注2) すべての地域別最低賃金と大部分の特定（産業別）最低賃金については、時間額で定められています。ただし、一部の特定（産業別）最低賃金は、日額と時間額が定められており、この場合は、日額は日給制の労働者に、時間額は日給制以外の時間給制・月給制などの労働者にそれぞれ適用されます。

Q3

最低賃金はすべての人に適用されるのですか？

A.

地域別最低賃金はすべての労働者とその使用者に、
特定（産業別）最低賃金は特定地域内の特定産業の
基幹的労働者とその使用者に適用されます。

① 地域別最低賃金は、すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットとして、常用、臨時、パート、アルバイト、嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、原則として、各都道府県で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

② 特定（産業別）最低賃金は、特定地域内の特定産業の基幹的労働者とその使用者に対して適用されます。（18歳未満又は65歳以上の人、雇入れ後一定期間未満の技能習得中の人、その他当該産業に特有の軽易な業務に従事する人などには適用されません。）

なお、一般の労働者より著しく労働能力が低いなどの場合に、最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭めるおそれがあるため、次の1～5の労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可※を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められています。

1. 精神または身体の障害により著しく労働能力の低い人
2. 試の使用期間中の人
3. 基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている人のうち厚生労働省令で定める人
4. 軽易な業務に従事する人
5. 断続的労働に従事する人

※最低賃金の減額の特例許可申請書（所定様式）2通を、所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出してください。

Q4

派遣労働者へはどのように適用されますか？

A.

派遣労働者には、派遣先の最低賃金が適用されます。

派遣元の使用者とその労働者は、派遣先の事業場に適用される最低賃金を把握しておく必要があります。

■派遣先の事業場が他地域にある例

派遣元 神奈川県

派遣先 東京都

神奈川県
最低賃金
836円

東京都
最低賃金
837円

派遣先の東京都最低賃金（837円）が適用されます

■派遣先の事業場に特定（産業別）最低賃金が適用されている例

派遣元 佐賀県

派遣先 福岡県（百貨店）

佐賀県
最低賃金
646円

福岡県
百貨店、総合スーパー
最低賃金
758円

派遣先の福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金（758円）が適用されます

※金額は平成23年12月10日現在のものです。

Q5

最低賃金はどのようにして 決められているのですか？



A. 最低賃金は、最低賃金審議会で、賃金の実態調査結果など
各種統計資料を十分に参考にしながら審議を行い決定しています。

●地域別最低賃金

中央最低賃金審議会※から示される引上げ額の目安を参考にしながら、地方最低賃金審議会※での地域の実情を踏まえた審議・答申を得た後、異議申出に関する手続を経て、都道府県労働局長が決定します。

※公益代表、労働者代表、使用者代表の各同数の委員で構成

●特定(産業別)最低賃金

特定の産業について関係労使の申出に基づき、地方最低賃金審議会が必要と認めた場合で、賃金の実態調査結果など各種統計資料を十分に参考にしながら審議を行い、都道府県労働局長が決定します。

官報公示

効力の発生 公示の日から30日経過後または公示の日から30日経過後で指定する日

最低賃金は、中央および地方最低賃金審議会において、賃金の実態調査結果など各種統計資料を十分に参考にしながら審議を行い決定します。
地域別最低賃金は、①労働者の生計費②労働者の賃金③通常の事業の賃金支払い能力を総合的に

勘案して定めるものとされており、「労働者の生計費」を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮することとされています。

Q6

最低賃金額以上となっているかを、 どうやってチェックするのですか？



A. 支払われる賃金が最低賃金額以上となっているかを
確認するには、最低賃金の対象となる賃金額※と
適用される最低賃金額を以下の方法で比較します。

- 1 時間給の場合 時間給 $\geq$ 最低賃金額(時間額)
- 2 日給の場合 日給 $\div$ 1日の所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額(時間額)
ただし、日額が定められている特定(産業別)最低賃金が適用される場合には、日給 $\geq$ 最低賃金額(日額)
- 3 月給の場合 月給 $\div$ 1か月平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額(時間額)
- 4 上記1、2、3の組み合わせの場合
例えば基本給が日給制で各手当(職務手当等)が月給制などの場合は、それぞれ上記2、3の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額(時間額)と比較します。

※最低賃金額との比較にあたって次の賃金は算入しません。

- ①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当



【事例1（月給制の場合）：〇〇県で働くAさんの場合】

〇〇県で働く労働者Aさんは、基本給が月125,000円、職務手当が月25,000円、通勤手当が月8,000円支給され、11月の合計が月158,000円です。

なお、Aさんの会社は、年間所定労働日数が250日、1日の所定労働時間が7時間30分で、〇〇県の最低賃金額は時間額800円です。

基本給	125,000円
職務手当	25,000円
通勤手当	8,000円
合計	158,000円
労働時間/日	7時間30分
年間労働日数	250日
〇〇県最低賃金	800円

- (1) Aさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないので、
 $158,000円 - 8,000円 = 150,000円$
- (2) この金額を時間額に換算し、最低賃金額と比較すると、
 $150,000円 \div 1\text{か月平均所定労働時間}(250日 \times 7.5時間 / 12\text{か月})$
 $= 960円 > 800円$
 であり、最低賃金額以上となっています。

【事例2（日給制と月給制の組み合わせの場合）：△△県で働くBさんの場合】

△△県で働く労働者Bさんは、基本給が日給制で1日あたり5,000円、各種手当が月給制で、職務手当が月25,000円、通勤手当が月8,000円支給され、11月は20日働き、合計が133,000円です。

なお、Bさんの会社は、年間所定労働日数が250日、1日の所定労働時間が8時間で、△△県最低賃金額は時間額800円です。

基本給(日額)	5,000円
11月の労働日数	20日
職務手当	25,000円
通勤手当	8,000円
合計	133,000円
労働時間/日	8時間
年間労働日数	250日
〇〇県最低賃金	800円

- (1) Bさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないので、職務手当(月給制)を時間額に換算すると、
 $25,000円 \div 1\text{か月平均所定労働時間}(250日 \times 8時間 / 12\text{か月}) = 150円$
- (2) 基本給(日給制)を時間額に換算すると、
 $5,000円 \div 8時間 / 日 = 625円$
- (3) 上記(1)と(2)を合計すると、
 $150円 + 625円 = 775円 < 800円$
 となり、最低賃金額を下回ることになります。

使用者は
最低賃金額の
掲示を!

使用者は、以下のことを常時作業場の見やすい場所に掲示するなどの方法により周知する必要があります。

- ①最低賃金の適用を受ける労働者の範囲 ③算入しない賃金
 ②労働者に適用される最低賃金額 ④効力発生年月日

地域別最低賃金一覧(47都道府県)

都道府県名	最低賃金額 (円)	発効年月日	都道府県名	最低賃金額 (円)	発効年月日
北海道	705	平成23年10月6日	滋賀	709	平成23年10月20日
青森	647	平成23年10月16日	京都	751	平成23年10月16日
岩手	645	平成23年11月11日	大阪	786	平成23年9月30日
宮城	675	平成23年10月29日	兵庫	739	平成23年10月1日
秋田	647	平成23年10月30日	奈良	693	平成23年10月7日
山形	647	平成23年10月29日	和歌山	685	平成23年10月13日
福島	658	平成23年11月2日	鳥取	646	平成23年10月29日
茨城	692	平成23年10月8日	島根	646	平成23年11月6日
栃木	700	平成23年10月1日	岡山	685	平成23年10月27日
群馬	690	平成23年10月7日	広島	710	平成23年10月1日
埼玉	759	平成23年10月1日	山口	684	平成23年10月6日
千葉	748	平成23年10月1日	徳島	647	平成23年10月15日
東京	837	平成23年10月1日	香川	667	平成23年10月5日
神奈川	836	平成23年10月1日	愛媛	647	平成23年10月20日
新潟	683	平成23年10月7日	高知	645	平成23年10月26日
富山	692	平成23年10月1日	福岡	695	平成23年10月15日
石川	687	平成23年10月20日	佐賀	646	平成23年10月6日
福井	684	平成23年10月1日	長崎	646	平成23年10月12日
山梨	690	平成23年10月20日	熊本	647	平成23年10月20日
長野	694	平成23年10月1日	大分	647	平成23年10月20日
岐阜	707	平成23年10月1日	宮崎	646	平成23年11月2日
静岡	728	平成23年10月14日	鹿児島	647	平成23年10月29日
愛知	750	平成23年10月7日	沖縄	645	平成23年11月6日
三重	717	平成23年10月1日	全国加重平均額	737	

ウェブで最低賃金が
チェックできます。

最低賃金制度

検索

厚生労働省
ホームページアドレス<http://www.mhlw.go.jp/>最低賃金に関する
特設サイトアドレス<http://www.saiteichingin.info/>

最低賃金に関するお問い合わせは、最寄りの労働局または労働基準監督署へ

事業主の皆さんへ

(県印並 階74) 賃一金賃並最限対州

埼玉労働局賃金室

中小企業事業主の皆様のために、最低賃金改定に伴うあらゆる相談をサポートする相談窓口が次のとおり設けられています。

秘密は厳守されますので是非ご利用ください。

◆ 埼玉県最低賃金総合相談支援センター

(電話 048-641-3613)

◆ 秩父最低賃金相談支援コーナー

(電話 0494-25-0088)

改正育児・介護休業法説明会を追加開催します

今年7月1日に、従業員数100人以下の企業にも全面適用となる改正育児・介護休業法に沿った対応ができるよう準備はお済ですか？

埼玉労働局では、企業の皆さまがスムーズに改正法に対応できるよう、昨年11月から毎月説明会を開催していますが、ご好評により、3月12日(月)に追加開催いたします。また、4月以降にも開催の予定です。(※全て同内容です!!)

参加を希望される場合は、埼玉労働局ホームページの申込書をプリントアウトしてご記入の上、雇用均等室あてFAXにてお申し込みください。

また、各企業における就業規則等の点検もお願いいたします。

※ 従業員100人以上の事業主の皆さま、新しく人事労務担当者になった方も参加いただけます！

埼玉労働局ホームページの検索方法

検索

新しい法律の内容、規定例は >サイト内検索：「職業生活と

家庭生活の両立のために」

説明会の案内は >サイト内検索：「改正育児・介護休業法説明会のお知らせ」

お問い合わせは 埼玉労働局雇用均等室 までお気軽にどうぞ。

TEL：048-600-6210

FAX：048-600-6230

(社)埼玉労働基準協会連合会 事務所移転のお知らせ

◇新住所

〒338-0011

さいたま市中央区新中里1-3-3
(埼大通りメディカルビル2階)

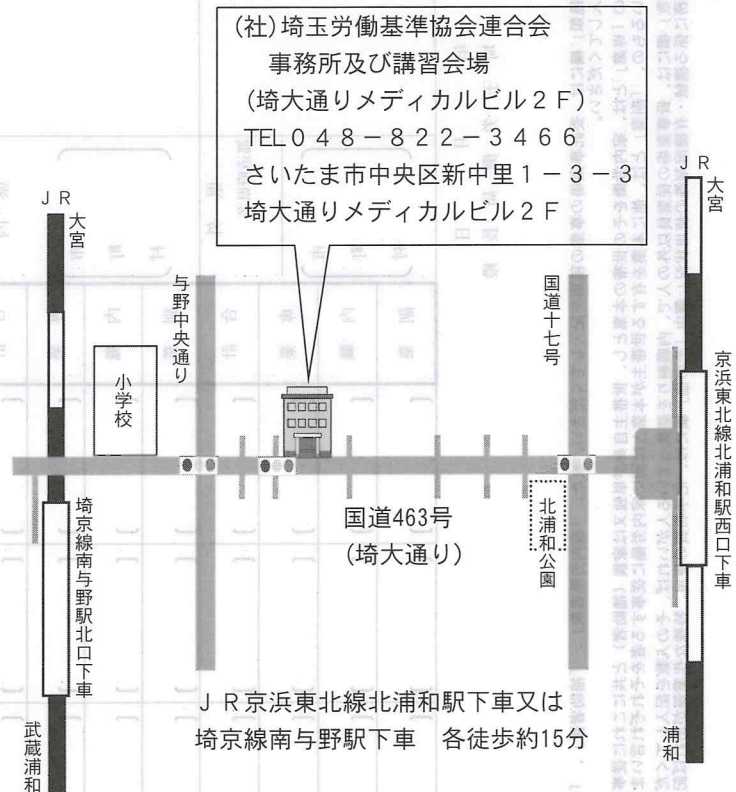
TEL 048-822-3466

FAX 048-832-0351

変更はありません

◇営業開始日

平成24年4月1日



《委託状況届》の提出のお願い

埼玉労働局賃金室

家内労働者（いわゆる内職者）に業務委託されている委託者は、本年4月1日現在の委託状況を4月30日までに必ず所轄労働基準監督署長を経由して所轄労働局長に提出しなければならないことになっております。

必ず委託者の方は、「委託状況届」に必要事項を記入の上、労働基準監督署に提出してください。

なお、「家内労働者」とは、物品の製造、加工、販売又は請負を業とする者から、主として労働の対象を得るために物品の委託を受けて、製造、加工等に従事する者で同居の親族以外の者を使用しない者をいいます。

「委託者」とは、物品の製造、加工、販売又は請負を業とする者で、その業務の目的である物品について、家内労働者に仕事を委託する者をいいます。

「委託状況届」の記入に当たって不明な点がございましたら、ご遠慮なく所轄労働基準監督署、または埼玉労働局賃金室までお問い合わせください。

委託狀況

家内労働者（いわゆる内職者）に、仕事を委託している委託事業場は、本年４月１日現在の状況について、委託状況書を４月30日までに所轄労働基準監督署を経由して所轄労働局長に提出する必要があります。届出については、この用紙をコピーしてご使用いただいても結構です。なお、この委託状況書の太線枠内の部分は、法定外記載事項ですが、県内の家内労働の状況を把握するうえで重要な資料としておりますので御記入をお願い致します。

[illegible]

記入要領

- 1 事業上の種類に欄には、委託事業業種の事業の種類を記入してください。また、「家内労働者数」、「補助者数」、「代理人数」は、都道府県別記入し、()内には、当該都道府県内における主たる委託地域の市町村名を記入してください。
- 2 類型別の「専業」とは、家内労働をその世帯の本業とし、世帯主自身が単独又は家族(補助者)と共にこれに従事しているもの。「内職」とは、主婦や高齢者など世帯主以外の家族が世帯の本業とは別に家内労働に従事しているもの、「副業」とは、他に本業を有する世帯主が本業とは別に家内労働に従事する者をそれぞれ言います。
- 3 「代理人数」欄には、専事業場の従業員以外の人で、その人数を記入してください。
- 4 「委託業務に係る機械・有機溶剤等の使用状況」欄中「その他」欄には、化学物質の使用、特殊な作業等があれば記入してください。

委託事業場代表者 職氏名

印

講習の種類		開催月/日	開催場所	主・共催者
その他 の講習・教育	職長等監督者安全衛生教育	6/19・20	行田市商工センター	行 田
		6/20・21	春日部市商工振興センター	春日部
		6/中旬(予定)	さいたま産業文化センター	浦 和
	新入者安全衛生教育	4/5	川越地区労働基準協会会議室	川 越
		4/12	春日部市商工振興センター	春日部
		4/19	ワークヒルズ羽生	行 田
		4/20	さいたま市産業振興会館	大 宮
		4/26	さくらめいと	熊 谷
		4/26	入間市産業文化センター	所 沢
		5/17	川口市民ホール・フレンディア	川 口
		4/13	マロウドイン熊谷	熊 谷
	技能講習講師研修会	4/19・20(予定)	未定	連合会
	ゼロ災トレーナー研修会	5/18(予定)	未定	連合会
	ゼロ災リーダー研修会	5/25(予定)	未定	連合会
	リスクアセスメント(RA) 社内リーダー養成講習会	7/4	ワークヒルズ羽生	行 田
	労災発生事例及び対策等の講習会	7/27	川越地区労働基準協会会議室	川 越
	全国安全週間説明会	6/上旬	浦和会場	浦 和
		6/上旬	新座会場	浦 和
		6/上旬	朝霞会場	浦 和
		6/4	川口総合文化センター「リリア」	川 口
		6/4～7	各支部	熊 谷
		6/6	狭山市民会館	所 沢
		6/6	川越会場	川 越
		6/7	東松山会場	川 越
		6/7	ワークヒルズ羽生	行 田
		6/11	久喜菖蒲工業団地管理センター	春日部
		6/12	春日部市商工振興センター	春日部
		6/13(予定)	草加市文化会館	春日部
行事等	定期総会	5/中旬	プリムローズ有朋	浦 和
		5/24	大宮ラフォーレ清水園	大 宮
		5/24	ワークヒルズ羽生	行 田
		5/25	春日部市商工振興センター	春日部
		5/25	農園ホテル	秩 父
		5/28	川口総合文化センター(11階会議室)	川 口
		6/20	ヘリテージ・リゾーツ飯能	所 沢

☆各種講習会・行事についてのお申込み、問い合わせは各主催者へ

協会名	連合会	浦 和	川 口	大 宮	熊 谷
電 話	048(822)3466	048(832)1161	048(258)3756	048(641)0003	048(525)1746
F A X	048(832)0351	048(832)1162	048(253)7620	048(641)0004	048(525)6506
協会名	川 越	春日部	所 沢	行 田	秩 父
電 話	049(244)9422	048(736)8743	04(2922)8382	048(553)5300	0494(22)3020
F A X	049(242)0613	048(736)8791	04(2922)1727	048(553)5311	0494(22)3242